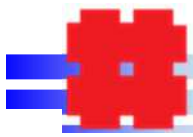


こども性暴力防止法

☆「こども性暴力防止法」が令和8年12月25日に施行されるのに伴い、
児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、
従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が
義務化されます。



こども性暴力防止法

対象事業者が講ずべき安全確保措置

◇従事者の配置に関わって講ずべき措置(犯罪事実確認)

◇児童対象性暴力等の未然防止等のため日頃から講ずべき措置

- (1) 服務規律等の整備・周知
- (2) 施設・事業所環境の整備
- (3) 対象業務従事者に対する研修
- (4) 児童等や保護者への教育・啓発

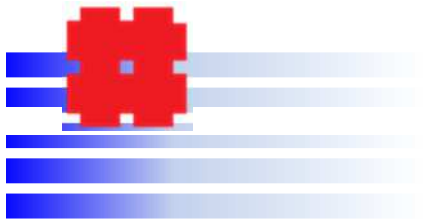
◇児童対象性暴力等を把握するための措置

児童等との面談その他の児童対象性暴力等のおそれを早期に把握するための措置

- (1) 児童等に対する日常観察
- (2) 発達段階や特性に応じた児童等に対する定期的な面談・アンケート
- (3) 適切な報告・対応ルールの策定・周知等

児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするための措置

- (1) 事業者内における相談員の選任又は相談窓口の設置・周知
- (2) 児童対象性暴力等に係る外部相談窓口の周知



こども性暴力防止法

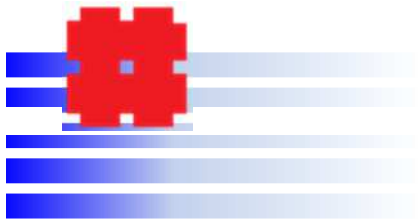
対象事業者が講ずべき安全確保措置

◇児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置

- (1) 一時的な接触回避策としての防止措置
- (2) 調査
- (3) 防止措置
- (4) 保護及び支援
 - (ア) 被害児童等と児童対象性暴力等を行ったと認められる対象業務従事者との接触の回避
 - (イ) 事案の内容その他の事情に応じた支援機関等の一覧及び支援内容の被害児童等への情報提供
 - (ウ) 被害児童等及びその保護者からの相談への真摯な対応

【参考】

- ・こども性暴力防止法施行ガイドライン(令和8年1月 子ども家庭庁)



こども性暴力防止法

法の施行に向けて必要な対応

①就業規則の整備

こども性暴力防止法施行ガイドラインを参考に就業規則等を整備して従事者に周知すること
採用選考時に性犯罪前科を確認すること など

②従業者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知

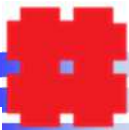
③法で求められる体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討 など

④GビズID登録

※①、②については、いまから着手が必要です。

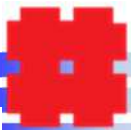
③、④については、法の施行までに対応が必要となります。



常勤の世話人・生活支援員について

- ・日中サービス型GHには、常勤の生活支援員または常勤の世話人を配置しなければならない。
- ・世話人及び生活支援員については、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における員数を確保すること。

夜間支援の時間帯の勤務時間を含まず、
常勤者として必要な時間を確保する必要がある。



医療連携加算(Ⅶ)について

- ・GHの職員として配置、または病院・診療所・訪問看護ステーション等との連携により、看護師(准看護師不可)を1名以上確保していること。
- ・看護師により24時間連絡できる体制を確保していること
- ・重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居者または保護者に説明し、同意を得ていること

看護師1名につき、算定可能な利用者数は20名まで。
21名目以降は、2名以上の看護師の確保が必要。